

## 社会福祉法人みのり会 女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：全職員の有給休暇取得率を80%以上にする

- <対策>
- ・令和6年4月～ 有給取得率が前年度を上回るよう指導。
  - ・令和7年4月～ 有給を取得しやすいように職員配置や環境整備、働き方の見直し。

目標2：全職員の平均残業時間を年間10%以上削減する

- <対策>
- ・令和6年4月～ 会議、打合せなどのあり方を検討。会議時間の制限。
  - ・令和7年4月～ 業務効率化と内容の見直し、及び業務省力化機器の導入。

3. 女性の活用に関する情報公表

### 【管理職に占める女性労働者の割合】

男性 46% 女性 54%

### 【男女の平均勤続年数の差異】

男性 13年7ヵ月 女性 9年9ヵ月

### 【男性の賃金に対する女性の賃金の割合】

対象期間 令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日まで)

全労働者 79.7%

正規雇用労働者 80.6% 非正規雇用労働者 142.1%